

申請に対する処分個別票

| | |
|-------------------|--|
| 所管局部担当名 (電話番号) | 市民局市民部地域振興担当 (06-6208-7318) |
| 処分担当名 | 各区役所 (別紙のとおり) |
| 処分の名称 | 認可地縁団体印鑑の登録申請 |
| 概要 | 認可を受けた地縁による団体 (認可地縁団体) は、法人格を持つことにより、会社の代表者等と同じように代表者等にかかる印鑑の登録ができます。 |
| 根拠法令等 及び条項 | 大阪市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則第3条 (http://www2.city.osaka.jp/reiki/reiki.html) |
| 審査基準 | ◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。 (1) 登録資格のある人 登録申請しようとする認可地縁団体の代表者又は職務代理者、仮理事、特別代理人、精算人のいずれかの人 (2) 登録できる印鑑は1個に限ります。 (3) 申請書に押印する申請者の印鑑は、印鑑登録を受けている個人の印鑑であること。 (4) 印面が変化しやすい印鑑でないこと 「印面が変化しやすい印鑑」とは、ゴム印のように印面が柔軟で、押し方によってその都度印影に相違が生じるものや、摩擦しやすい印材のものをいいます。 (5) 印影の大きさが、一辺の長さ8ミリメートルの正方形におさまらないもので、かつ、一辺の長さが30ミリメートルの正方形におさまるものであること。 (6) 印影が鮮明な印鑑であること。 (7) 登録しようとする印鑑が個人印鑑でないもの。 (8) その他区長が不適当な印鑑であると認める事由がないこと。 不適当な印鑑とは、他の団体等と誤認する恐れのある印鑑や代表者等個人が現に登録している印鑑などをいいます。 |
| 標準処理期間 | 3日 |
| 経由日数 | |
| 提出先 | 各区役所 (別紙のとおり) |
| 提出時期 | 随時 |
| 提出方法 | 印鑑の登録を行う各区役所 (別紙のとおり) へ申請してください。 |
| 手数料 | なし |
| 相談窓口 | 各区役所 (別紙のとおり) |
| ホームページ | |
| 備考 | |

地縁団体認可関係

| 区名 | 処分担当名 |
|------|------------|
| 北区 | 北区区民企画担当 |
| 都島区 | 都島区区民企画担当 |
| 福島区 | 福島区区民企画担当 |
| 此花区 | 此花区地域振興担当 |
| 中央区 | 中央区区民企画担当 |
| 西区 | 西区区民企画担当 |
| 港区 | 港区地域振興担当 |
| 大正区 | 大正区地域振興担当 |
| 天王寺区 | 天王寺区企画振興担当 |
| 浪速区 | 浪速区区民企画担当 |
| 西淀川区 | 西淀川区区民企画担当 |
| 淀川区 | 淀川区区民企画担当 |
| 東淀川区 | 東淀川区区民企画担当 |
| 東成区 | 東成区地域振興担当 |
| 生野区 | 生野区区民企画担当 |
| 旭区 | 旭区区民企画担当 |
| 城東区 | 城東区区民企画担当 |
| 鶴見区 | 鶴見区区民企画担当 |
| 阿倍野区 | 阿倍野区区民企画担当 |
| 住之江区 | 住之江区区民企画担当 |
| 住吉区 | 住吉区区民企画担当 |
| 東住吉区 | 東住吉区区民企画担当 |
| 平野区 | 平野区区民企画担当 |
| 西成区 | 西成区区民企画担当 |